

市第37号議案

横浜市学校保健審議会条例の一部改正

横浜市学校保健審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市学校保健審議会条例の一部を改正する条例

横浜市学校保健審議会条例（昭和39年6月横浜市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「特別委員」を「臨時委員」に改め、同条第3項中「及び学校保健関係者」を「、学校保健関係者その他教育委員会が必要と認める者」に改め、同条第4項中「特別委員」を「臨時委員」に改め、「者」の次に「その他教育委員会が必要と認める者」を加える。

第4条第3項中「特別委員」を「臨時委員」に、「つど」を「都度」に改める。

第6条第2項及び第3項中「特別委員」を「臨時委員」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（部会）

第6条の2 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の

指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

第6条の3 会長又は部会長は、それぞれ審議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

第7条第3項中「特別委員」を「臨時委員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市学校保健審議会条例第3条第4項の規定により横浜市学校保健審議会の特別委員に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市学校保健審議会条例第3条第4項の規定により横浜市学校保健審議会の臨時委員に任命された者とみなす。

提 案 理 由

横浜市学校保健審議会に部会を設置する等のため、横浜市学校保健審議会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市学校保健審議会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（組織）

第3条（第1項省略）

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を特別委員置くことができる。
- 3 委員は、学識経験のある者、学校保健関係者その他教育委員会及び学校保健関係者が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 臨時委員は、学識経験のある者、特別委員が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第4条（第1項及び第2項省略）

- 3 臨時委員の任期は、その都度特別委員つど教育委員会が定める。

（会議）

第6条（第1項省略）

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席特別委員がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の特別委員過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（第4項省略）

（部会）

第6条の2 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

- 第6条の3 会長又は部会長は、それぞれ審議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事及び書記)

- 第7条 (第1項及び第2項省略)

- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。
特別委員

(第4項省略)